
プロジェクト **実務対応報告第 18 号の見直し**

項目 **本日の審議事項**

本資料の目的

1. 第 91 回・第 92 回・第 94 回実務対応専門委員会（2016 年 9 月 8 日・10 月 24 日・11 月 22 日開催）及び第 345 回・第 348 回企業会計基準委員会（2016 年 9 月 23 日・11 月 4 日開催）において、以下の点から、実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の見直しの検討を行っている。
 - (1) 国内子会社又は国内関連会社が IFRS 又は修正国際基準を適用している場合の、連結財務諸表作成における国内子会社及び国内関連会社の取扱いの検討
 - (2) 修正項目の検討
2. 上記を踏まえ、引き続き実務対応報告第 18 号及び実務対応報告第 24 号の見直しの検討を行うこととする。

本日の審議事項

(今後の進め方)

3. 第 1 項(2)の修正項目の検討において、第 92 回実務対応専門委員会及び第 348 回企業会計基準委員会では次の提案を行っている。
 - (1) 「資本性金融商品の OCI オプションに関するノンリサイクリング処理」については、修正項目とする。
 - (2) 「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」については、以下のいずれかの案による。

案 1: 「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」を修正項目とする案

案 2: 「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」を修正項目としない案

案 3: 米国会計基準に基づく「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」は修正項目とし、IFRS に基づく「株式の公正価値測定による差額を当期純利益に計上する処理」は修正項目としない案
4. これまでの議論において、前項(1)については、減損会計の適用に関する実務上の負荷の観点から事務局提案に懸念する意見が聞かれている。また、前項(2)につい

ては、減損会計の適用及び株式の保有目的の判定に関する実務上の負荷の観点から事務局提案（案1、案3）に反対する意見が聞かれている。

5. 一方、第92回実務対応専門委員会及び第348回企業会計基準委員会以降、財務諸表作成者に対しアウトリーチを実施しており、主に以下の意見が強く聞かれている。
 - (1) 「株式の公正価値による差額を当期純利益に計上する処理」に関しては、特に当期純利益の有用性の観点から、修正国際基準において「削除又は修正」した2項目と深く関連するものと理解している。仮に実務対応報告第18号において修正項目として取り扱われない場合には、これまで我が国が国際的な意見発信において主張してきたスタンスと大きく異なることとなり、受け入れ難い対応である。
 - (2) 実務的に減損会計の適用に関する懸念は理解できるが、これまでの主張が覆る結論は、諸外国から我が国のスタンスが問われることが懸念される。修正項目として取り扱った上で、実務的に実現可能な対応の方向性を議論すべきである。
6. これらの意見を踏まえると、修正項目に関しては、子会社や関連会社においてどの程度の負荷を要するかについて、今後、財務諸表作成者等に対して幅広く調査してデータを収集した上で、修正項目の要否を判断することが考えられる。

この調査には一定程度の時間を要する一方で、国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いについては早期適用に関するニーズの可能性を踏まえると、年内に公開草案を公表して、3月までに最終化することが望まれる。

よって、今後の進め方として、第1項(1)及び(2)に記載した検討事項を切り離し、まずは国内子会社等が指定国際会計基準又は修正国際基準に準拠した連結財務諸表を作成している場合の取扱いのみ改正する公開草案を出すこととしてはどうか。

また、修正項目に関する検討は、財務諸表作成者等に対する調査を実施し、国内子会社等に関する改正公開草案の最終基準化後、速やかに対応を図っていくことかどうか。

ディスカッション・ポイント

- ・ 第6項に記載した実務対応報告第18号の改正の進め方に関する事務局の提案について、ご意見を伺いたい。

(公開草案の公表に向けた審議事項)

7. 第6項の提案を前提に、本日は、第1項(1)について第92回実務対応専門委員会及び第348回企業会計基準委員会で聞かれた意見への対応を行う(審議事項(6)-2)。そのうえで、実務対応報告第18号及び実務対応報告第24号の文案について検討を行う(審議事項(6)-3及び審議事項(6)-4)。
8. また、公開草案を公表する際の意見の募集方法等を検討するため、コメントの募集及び公開草案の概要(案)(審議事項(6)-5)を作成しており、これについても検討を行う。
9. なお、第92回実務対応専門委員会及び第348回企業会計基準委員会で聞かれた意見については、審議事項(6)-6に記載しており、第94回実務対応専門委員会で聞かれた意見については、審議事項(6)-7に記載している。

以 上